



愛知労働局発表
令和2年10月8日

担 当	愛知労働局労働基準部賃金課
	賃金課長 浅井俊章
	主任賃金指導官 高橋英幸
	電話 052-972-0257

報道関係者 各位

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局（局長 伊藤正史）では、地域別最低賃金の履行確保を図るため、令和2年1月から3月にかけて県内の14の労働基準監督署（支署）において、愛知県最低賃金に近い賃金額の労働者が多いと思われる業種等の事業場を中心に集中的な監督指導を実施しました。

今般、その結果を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金額について周知徹底を図るとともに、法違反については厳正に指導を行ってまいります。

なお、令和2年10月1日から愛知県最低賃金は1円引き上げられ、時間額927円に改定されました。

記

【監督指導結果のポイント】

（1）監督指導の実施事業場数（別紙図表1）

509事業場

うち、最低賃金法違反のあったもの107事業場（全体の21.0%）

（2）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

監督実施事業場の全労働者数（8,836人）のうち、愛知県最低賃金未満であった者は490人（5.5%）で、そのうち396人（80.8%）は女性であり、94人（19.2%）が男性である。（別紙図表2）

特定最低賃金が適用となる事業場において、愛知県最低賃金以上の賃金が支払われてはいても特定最低賃金未満の賃金しか支払われていなかったというケースが1件あった。最低賃金未満であった491人を年齢別に見ると、別紙図表3、4に示す状況であり、年齢が上がるにつれて最低賃金未満の賃金で就労する労働者数が増加している。特に65歳以上の労働者が多くなっている。

最低賃金未満であった労働者のうち、8割以上が非正規の労働者であった。（別紙図表5）

最近5年間の監督実施状況については別紙図表6、令和2年に監督を実施した事業場のうち、主な業種の違反率は別紙図表7に示すとおり。

- 卸売業、小売業 : 25.0%
- 宿泊業、飲食サービス業 : 22.9%
- 製造業 : 20.8%
- 生活関連サービス業、娯楽業 : 11.2%

(3) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (別紙図表8)

監督を実施した509事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」のは、440事業場(86.4%)、「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、57事業場(11.2%)であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、12事業場(2.4%)であった。

(4) 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由 (別紙図表9)

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由のうち最も多かったのは、「適用される最低賃金額を知らなかった」(44事業場、41.1%)であった。

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由の中には、「労働能力が低い場合には最低賃金は適用されないと思っていた。」「売上減・コスト増により最低賃金を払うことができなかった。」「労働者本人との合意があれば最低賃金未満でも良いと思っていた。」等の回答があった。

【今後の対応】

(1) 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知

地方自治体の広報誌への掲載要請

経営者団体、事業者組合等への傘下事業主への周知要請

アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請

金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼

外国人労働者向け周知のため、自治体外国人相談コーナー、在名古屋総領事館、日本語学校、輸入食材店等へのポスター掲示依頼

(2) 最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

(3) 事業場内最低賃金の引き上げを図るため、「業務改善助成金」の一層の活用を図る (別添リーフレット「令和2年度業務改善助成金のご案内」参照)

愛知県の最低賃金額は、別添のリーフレット(愛知県の最低賃金)を参照願います。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が、特定（産業別）最低賃金として鉄鋼業など4業種が適用されています。

最低賃金は毎年見直しが行われています。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（令和2年1月～3月）

図表1 監督実施事業場数、同労働者数

	監督実施 事業場数	違反事業場数(地域別最 賃または特定最賃未満 の支払い)	監督実施事業場 労働者数(人)	最低賃金未満労働 者数(人)
合計 (地域別最低賃金 適用事業場等)	509	107 (地域最賃未満なのは 106) [21.0%] 1	8,836	491 (地域最賃未満な のは490) [5.6%] 2
特定最低賃金 適用事業場	509のうち 3	107のうち 1 (地域最賃以上特定最 賃未満の支払い) [33.3%] 1	8,836のうち 628	491のうち 1 [0.2%] 2

注1 1の[]内の数字は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

注2 2の[]内の数字は、監督実施事業場労働者数に対する割合(%)である。

図表2 男女別最低賃金未満の労働者数

	最低賃金額未満の労働者数(人)		
	男女計	うち 男性	うち 女性
地域別最低賃金適用事業場	490 5.5% 1	94 19.2% 2	396 80.8% 2
特定最低賃金適用事業場	1 0.0% 1	0 0.0% 2	1 100.0% 2
合計	491 5.5% 1	94 19.2% 2	397 80.8% 2

1:百分率は労働者全員(8836人)に対する割合である

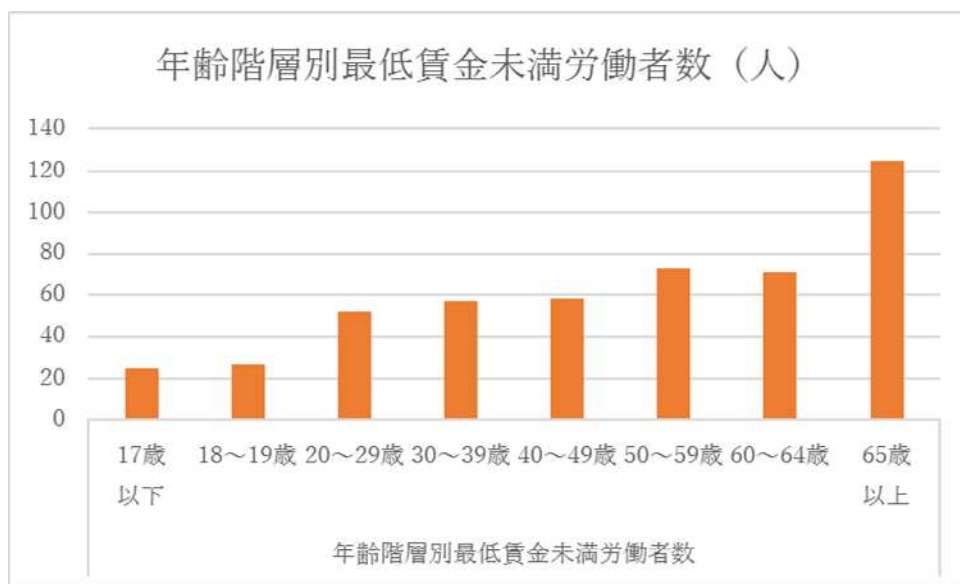
2:百分率は男女計の人数に対する割合である

図表3 年齢階層別最低賃金未満の労働者数

	最低賃金額未満の労働者数(人)								
	計	17歳以下	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
地域別最低賃金適用事業場	490	25 5.1%	27 5.5%	52 10.6%	57 11.7%	58 11.9%	74 14.9%	71 14.5%	126 25.6%
特定最低賃金適用事業場	1	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	491	25 5.1%	27 5.5%	52 10.6%	58 11.9%	58 11.9%	74 14.9%	71 14.5%	126 25.6%

百分率は当該行ごとに、計の欄の人数に対する割合である。

図表4



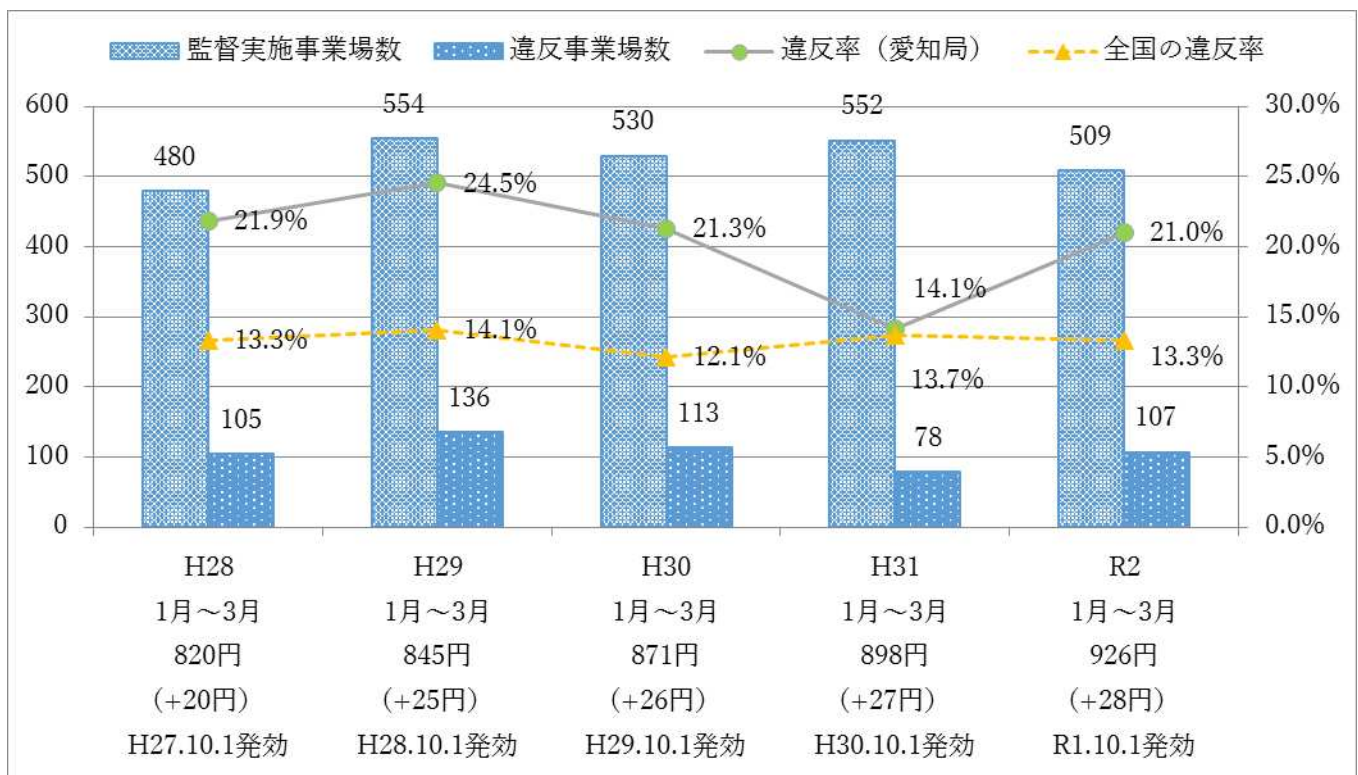
図表5 最低賃金未満者 勤務形態別 内訳

	最低賃金額未満労働者数(人)							
	合計	非正規計	パート	アルバイト	契約社員	嘱託	派遣	その他
地域別最低賃金 適用事業場	490	434	340	90	0	4	0	0
		88.6%	78.3%	20.7%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
特定最低賃金適 用事業場	1	1	1	0	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	491	435	341	90	0	4	0	0
		88.6%	78.4%	20.7%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
		2	1	1	1	1	1	1

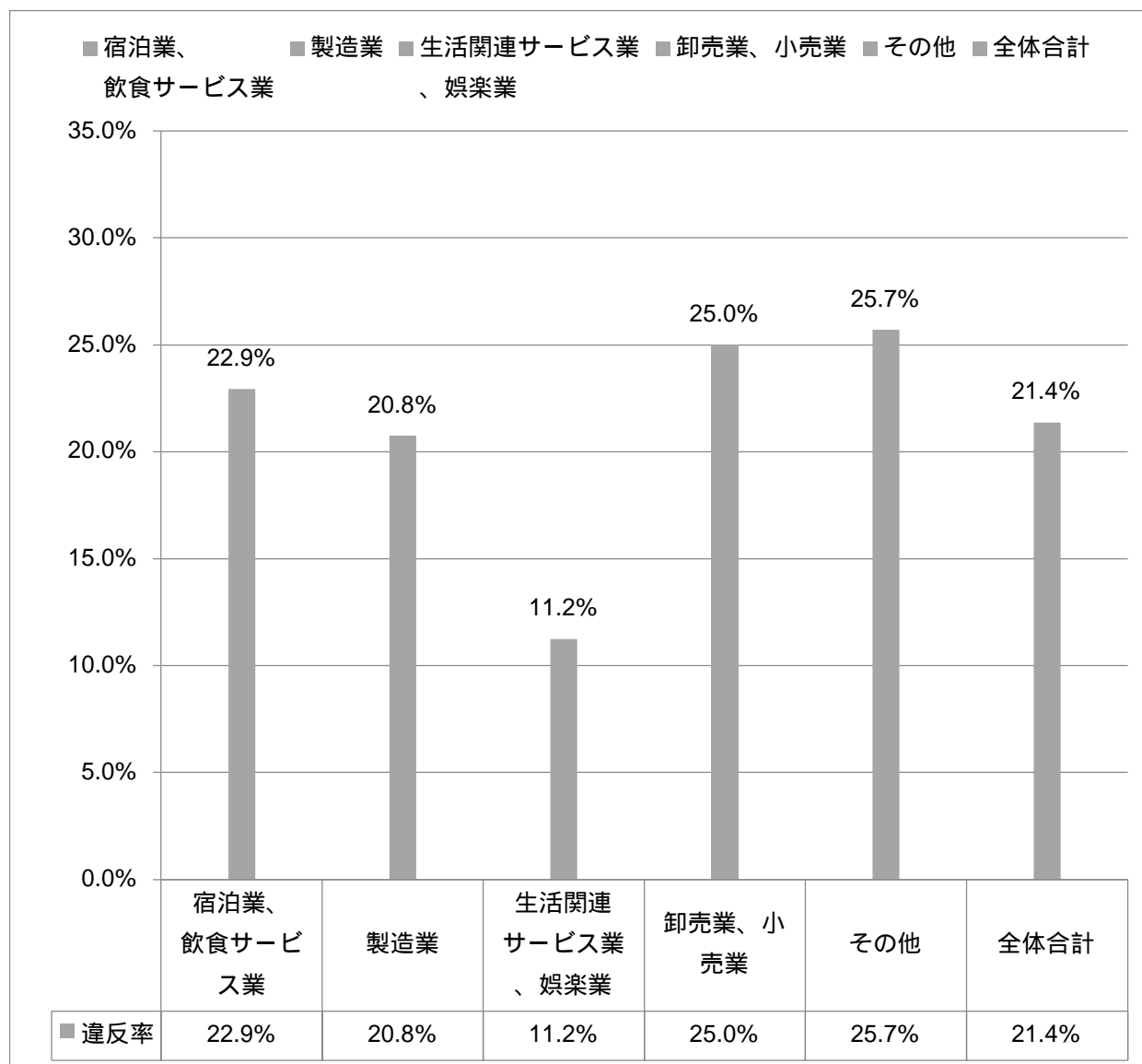
1は非正規雇用の人数(「非正規計」)での割合である。

2は正規雇用を含む合計人数に対する割合である。

図表6 監督指導実施状況の推移



図表7 監督実施事業場の違反率



図表8 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合
適用される最低賃金額を知っている	440	86.4%
適用される最低賃金額を知らない	69	13.6%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	57	11.2%
最低賃金が適用されることを知らなかった (最低賃金の存在を知らなかった)	12	2.4%

注 割合は、監督実施事業場数(509)に対する割合(%)である。

図表9 違反事業場の最低賃金以上を支払っていなかった理由(複数回答)

理由	事業場数	割合
適用される最低賃金額を知らなかった	44	41.1%
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった	15	14.0%
賃金を時間額に換算して比較していなかった	3	2.8%
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった	9	8.4%
労働能力が低い場合には適用されないと思っていた	12	11.2%
高齢者には適用されないと思っていた	7	6.5%
労働者から最低賃金額未満でも働かせて欲しいと申出があり、合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	8	7.5%
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた	2	1.9%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた	5	4.7%
その他(最低賃金の改定時期を知らなかった、研修中は下回っても良いと思っていた等)	25	23.4%

注1 割合は、違反事業数(107)に対する割合(%)である。

注2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数(107)を超え、割合も100%を超える。

最低賃金に係る関係法条文

参考資料

最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

（最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。